

平成28年3月和水町議会定例会会議録

平成28年3月9日和水町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 平成28年3月9日午前10時00分招集
2. 平成28年3月9日午前10時00分開会
3. 平成28年3月9日午後3時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(13名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 高巢泰廣	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	12番 笹淵賢吾	13番 荒木拓馬
14番 杉本和彰		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

11番 杉村幸敏

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松尾裕二 書記 前田聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	福原秀治	教育長	小出正泰
総務課長	高木洋一郎	総合支所長	有富孝一
会計管理者	隈部久美子	まちづくり推進課長	池本文雄
税務住民課長	樋口哲男	健康福祉課長	高岡悦雄
商工観光課長	坂本政明	建設課長	池田宝生
農林振興課長	北原望	学校教育課長	吉田収
社会教育課長	豊後正弘	住民課長	石原民也
農業委員会事務局長	石原忠邦	町立病院事務部長	堤一徳
特別養護老人ホーム施設長	坂本誠司		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告及び施政方針
- 日程第5 委員長報告 (議会改革調査特別委員会)
- 日程第6 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第7 議案第6号 和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 和水町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 和水町附属機関設置条例の廃止について
- 日程第16 議案第15号 和水町教職員住宅設置条例の一部改正について
- 日程第17 発議第2号 和水町議会会議規則の一部改正について
- 日程第18 発議第3号 和水町議会基本条例の制定について
- 日程第19 議案第4号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 平成27年度和水町一般会計補正予算 (第8号)
- 日程第21 議案第17号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第22 議案第18号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第23 議案第19号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第24 議案第20号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第25 議案第21号 平成27年度和水町下水道事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第26 議案第22号 平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算 (第2号)
- 日程第27 議案第23号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第28 議案第24号 平成28年度和水町一般会計予算
- 日程第29 議案第25号 平成28年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成28年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第32 議案第28号 平成28年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第33 議案第29号 平成28年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第34 議案第30号 平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成28年度和水町春富財産区特別会計予算

日程第36 議案第32号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

日程第37 議案第33号 平成28年度和水町病院事業会計予算

日程第38 議案第34号 和水町過疎地域自立促進計画の策定について

日程第39 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。御着席ください。

ただいまから平成28年第1回和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉本和彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、7番小山暁君、8番高巢泰廣君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（杉本和彰君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月18日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（杉本和彰君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成28年第1回和水町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私極めてご多忙なところ、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例12件、補正予算8件、当初予算10件、その他1件、人事1件、発議2件、計34件であります。本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう、切望してやまない次第であります。各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第199条第9項及び第235条の2、第3項の規定に基

づき報告を受けた監査及び出納検査の状況は別紙にてお手元に配付しておりますとおりです。また、杉村幸敏君から本日3月9日から3月18日まで入院のため欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わり、開会の挨拶といたします。

日程第4 行政報告及び施政方針

○議長（杉本和彰君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。みなさん改めましておはようございます。福原でございます。議長のお許しをいただきましたので平成27年度の3月和水町定例議会の開催にあたりまして、ご挨拶並びに行政報告、平成28年度に向けた施政方針を申し述べさせていただきます。

本日はあいにくの天候となりましたけれども議員各位におかれましては年度末のご多用の中を諸事お繰り合わせの上、本定例会にご出席を賜りましたことを誠にありがたく厚く御礼を申し上げます。平成28年度当初予算の御審議を含む27年度の結びとなる本定例会は、本日より18日までの10日間の会期となりますが円滑かつ慎重なる御審議を賜りますよう宜しく願いを申し上げます。さて年末年始を経て今日まで、国の内外において私たちの暮らしに直結しかねない重大な動きがございました。国際的には中国経済の減速、原油価格の低落などが要因とみられる世界全面株安、北朝鮮のミサイル発射実験、依然として続くテロ被害と内戦地域紛争これに伴う中東難民の急増、難民対策におけるEU諸国の不協和音、地球の温暖化による各地域での異常現象等、枚挙に暇のない状況が見られます。国内におきましては先般96兆7,000億円を超える史上最大規模の28年度予算が衆議院を通過いたしました。安倍内閣の国内経済の拡充に軸足を置く地方創生1億総活躍社会の実現、設備投資の喚起なども盛り込まれており本町も大型予算の恩恵に浴すべく努めてまいりたいと思います。しかしながら、もう一方では、日銀のマイナス金利政策、やや回復傾向にあるとは言え、全面株安の景気への影響が懸念されるころでもございます。またTPPに関する条約批准も政府方針としては今通常国会での承認が視野にありますようで具体的な対応策とともにその取り扱いが気がりでもございます。本町内におきましては年末の消防団年末警戒の巡視、新年を迎えて本年は120名の新成人を祝う成人式、消防出初め式、玉名駅伝、和水町親善駅伝大会、戦国肥後国衆祭り等、恒例の大きな行事を町民の皆様及び関係各位の多大なご尽力によりつつがなく執り行うことができました。この場をお借りいたしまして改めての御礼を申しあげる次第でございます。また、2月28日には村田熊本県副知事、国会議員、県議会議員の皆様をはじめ町内外の多くのご来賓のご臨席を賜り和水町合併10周年記念式典を挙行いたしました。席上、和水町誕生にご功勞をいただきました皆様に対し誠に細やかでございましたけれども感謝の意を表し表彰状をお送りさせていただきましたけれども、平成18年3月1日の2町合併以来町民各位はもろん多くの皆様のお支えをもって10年を経過いたしました。人口減少への対策を始め、あらゆる面で克服すべき課題は山積をいたしておりますが皆様に住み続けることのできる町、住み続けたい町と感じていただけるような町の姿を目指して新しい10年を全力で邁進いたしますので議員各

位を始め、町民各位の御理解とお力添えをなにとぞよろしくお願い申し上げます。3月4日には町立中学校生徒さんの自死に関する訴訟の和解が成立いたしました。本和解の成立の影には、ご遺族の寛大な御理解と御配慮がありましたことをあわせて御報告いたしたいと思っております。決して癒えることのないご遺族のご心情に深く思いをいたしますとともにご心痛をおかけいたしました町民の皆様に対しましても心からのお詫びを申しあげる次第でございます。町といたしましては本事案を風化させることなく厳しい教訓として総合教育会議を中心に町と教育委員会の連携に努め、いじめの防止、児童生徒の健全な環境保持に努めてまいり所存でございます。改めて亡くなられました生徒さんに哀悼の誠を捧げ、ご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

以上、年末から今日までのかいつまんでの行政報告とさせていただきます。さて本定例会におきましては平成27年度補正予算議案8件、特別会計を含む平成28年度当初予算議案10件、条例改正等議案14件を上程いたしております。このうち平成28年度一般会計当初予算につきましては歳入歳出総額64億7,030万を計上いたしております。詳細につきましては各常任委員会等の御審議を通じまして御説明を申し上げることといたしますけれども歳出における新しい事案の中でマイナンバーを主とするシステム経費が大きな比重を占めております。また体育施設費の中で町体育館の屋根修繕工事費も計上いたしました。農業関連では青年就農給付補助金を増額し、農業の後継者育成を促進いたしたいと考えております。平成27年度を通じて提案を重ねてまいりました、菊水地区小中学校の耐震設計委託料につきましては今回は存目予算として計上させていただきました。本来は正規に計上いたしたいところでありましたけれども、議会の学校統合に関する特別委員会の設置を重く受け止めこのような計上措置をとらせていただきました。統合の遺憾を問わず現在の校舎の安全を確保する必要については議員各位におかれましても御理解をいただけるものと推察いたすところでございます。情状お汲み取りの上、特別委員会での前向きな御審議と合わせ、なにとぞよろしくお願い申し上げます。平成28年度は本年度、本年27年度より継続している公営交通網の整備事業、空き家バンクプロモーションビデオ等を媒介とした移住定住の促進、ソフト部分から着手いたしましたロマン館、民家村、船山古墳周辺の活性化と三加和温泉郷誘客等の交流人口観光客増加のための情報発信強化など地方創生に関わる事業の進化推進に努めてまいりたいと思っております。また地方創生加速化交付金事業といたしまして和水町生活応援賑わい創出事業として農業の活性化住みよいまちづくり事業を申請中でございます。一方、近隣市町との連携事業として菊池川流域4市町による日本遺産登録、外国人も含めた観光客の誘致、移住対策、婚活事業拡充、定住自立圏の協定等を進めてまいります。懸案の和水町立病院・特別養護老人ホームをきくすい荘の在り方についても具体的な詰めが必要がございます。議会の御協力をいただきつつ進めたいと思っておりますのでなにとぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、財政状況も実質的には非常に厳しい現実があり基金がありましても楽観はできない状態にあります。入りも出も熟慮をしながら健全性を保たなければならないと考えております。職員の資質向上につきましても内外研修等への積極的な参加を促す事はもちろん、例えば県との人事交流等を図りながら対応してまいります。それこそ山積の課題がありますけれども、本定例会における御審議と各事案への議員各位のお力添えをお願い申し上げます。3月定例会に

当たっての行政報告、施政方針とさせていただきます。なお、御承知の通り熊本県知事選挙が明日10日の告示、27日の投開票のスケジュールで実施されます。諸事お繰り合わせの上1人でも多くの町民の方々に投票をいただきますよう最後にお願いを申し上げる次第でございます。以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

日程第5 委員長報告（議会改革調査特別委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第5、議会改革調査について委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長 荒木拓馬君

○議会改革調査特別委員長（荒木拓馬君） おはようございます。議会改革調査特別委員会の委員長の荒木でございます。ただいまから議会改革調査の報告をいたします。地方分権が進む中、町民の負託に応えるため、より町民に開かれた議会が求められるとともに議会の在り方が問われております。そのような中、議会改革調査特別委員会は議会において議会の組織や運営、議員活動について調査検討し、議会基本条例を制定することにより議会の活性化を図ることを目的に平成27年3月の定例会で議会発議として提案され承認いただき、本委員会が発足したところでございます。本委員会の委員は全議員14名で構成し、その下部組織といたしまして7名で構成する小委員会を設置いたしました。基本条例制定までのスケジュールを作成し小委員会で毎月協議を重ね定期的にその報告を特別委員会で行い内容について調整を行いました。特別委員会を4回、小委員会を10回行っております。またこの基本条例を策定するために北海道栗山町、鳥取県日南町、鹿児島県錦江町、さつま町の議会基本条例を参考資料といたしました。そして多良木町、あさぎり町への先進地事例の調査も実施をいたしております。基本条例を策定する過程でまず本町議会の課題、問題点を確認することといたしました。そして次のような事項があげられております。

1、議会のあるべき姿と議会及び議員の活動指針。2、開かれた議会と町民参加。3、町民全体の代表者の自覚と政策提案。4、政治倫理の自覚と規範の遵守。5、議会報告の充実、議会中継、議会報告会の開催。6、二元代表制の尊重。7、議員定数と議員報酬の改定。8、政務活動費と費用負担との関係などの意見が出ております。そして、このような事項を基本条例に謳い議会で行い取り組んでいかなければならないと確認をいたしました。また基本条例の策定にあたり議会の目指す姿、課題設定にあたり何を優先するか、その課題に対しどのような方針姿勢で臨むのか、議会の在り方、姿を実現するためにどのようにどの程度まで行うか、目標が決まれば効果的な施策を行うことができる。基本条例の狙いは作ることが目的でなく、作った後どのように行動するかを定めるものであるという、以上のような策定基準目標を掲げ策定作業に取り組みました。今回の基本条例はまだまだ課題が残るような内容であると感じております。しかし、当議会活性化の当議会活性化のための行動を起こす契機となるものと思っております。今後もこの基本条例について随時検証しながら見直すこととしております。そしてこのあと信頼され存在感のある議会を目指し議会改革に取り組んでいくために和水町議会基本条例案を当委員会発議により提出するものであります。議員各位の賛同をいただき御承認賜りますようお願い申し上げます。議会改革調査特別委員会の報告といたします。

日程第6 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第5号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 皆さま、おはようございます。ただ今、議題となりました、議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について提案理由の説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。行政不服審査法は昭和37年に制定以来52年ぶりに全面改正され平成28年度から施行されるものであります。その主な法の改正点は一つが不服申し立て構造の見直しで異議申し立て審査請求、今まで2種類ございましたが、審査請求に一元化されました。二つ目が公正性の向上の観点から審理委員の制度と行政不服審査会への諮問が導入されたところでございます。そして最後に三つ目、利便性の向上の観点から審査請求期間は現行60日ありますが、それを3カ月に延長されたところでございます。この行政不服審査法改正されました行政不服審査法に伴い関係条例6条例を改正するもので提案するものでございます。議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページ、一つ目が和水町情報公開条例の改正です。第1条でございます。第13条の2としまして審査員による審査手続に関する規定の適用除外それと14条を全文改正して審査請求について規定をしております。適用除外につきましては、情報公開個人情報保護審査会法に基づく和水町情報公開個人情報保護審査会条例が制定されておりますので情報公開に関する審査請求につきましては、新制度の適用を除外してこれまでどおりの審査手続きがなされるというものでございます。同じく2ページ中絶に第2条といたしまして和水町個人情報保護条例の一部改正の提案を申し上げます。この条例についても第1条の情報公開条例と同様に新法の審査手続きの適用を除外をしてこれまでの審査手続きがなされるものでございます。また新法において不服申し立てが審査請求に一元化されますことをされますのでこれについて第42条と第43条を改正いたしますとともに44条これは3ページの1番下になりますけれども44条の裁決又は決定、という文言を裁決に一元化を図ったものであります。このような表現につきましては本条例以外にも同様の表現がございます。一元化を行っておりますので後ほど説明する各条例については説明を省略させていただきたいと存じます。第3条は4ページをお開きください。第3条は和水町情報公開個人情報保護審査会条例の改正であります。先にも説明申し上げました、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正に伴い引用条項のズレを正しておりますとともに11条の改正につきましては情報公開、個人情報保護審査法の改正にしたがって改正するもので、第1項と第3項を加えております。それから5ページが第4条ですけれども、和水町固定資産評価審査会条例の一部改正です。この条例は固定資産の納税者が固定資産税台帳に登録されている価格について不服がある場合に審査の申し出をする固定資産評価審査委員会の組織や審査手続きについて規定しているものであります。改正の主な点は委員会は審査申し出に係る町長が提出する弁明書についてメールでの提出を認めるとともに審査申出人が提出する反論書を町

に送付することとなります。5 ページ後段に第 5 条和水町行政手続条例の一部改正を提案しておりますが、これは新法の施行に伴いまして行政手続法もあわせて一部改正をされております。その法律の表現に従って条例を改正するものであります。第 6 条が最下段、和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正でございます。これは行政不服の審理をいたしますが、審理員の求めに応じて出頭した参加人に対して実費弁償が支給できるようにするものでございます。あわせて法制執務上も不備を改正しております。施行日はいずれも平成28年4月1日とし、改正前の不服申し立てに係る申請等については従前の例によることとする経過措置を設けているところでございます。以上、議案第 5 号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の改正について提案理由と改正の概要について御説明を申し上げます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第 7 議案第 6 号 和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第 7、議案第 6 号「和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第 6 号和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例を次のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。本条例は行政不服審査法、改正されました審査法の第 9 条の規定に基づいて審理員を置く必要がございますことから、本条例の制定を提案するものであります。改正行政不服審査法の施行によりまして審理員制度が導入され審査請求の審議手続きは原則として審理員が行うこととなります。審理員は審査長すなわち町長になりますが、町長が指名いたします。審理員は公平中立の立場で審査請求人及び処分庁、これは役場、町になりますが町の主張を聴取しながら争点整理を行ったり調査書類の提出を求めたり口頭意見陳述の機会を与えながら審理員が意見書を作成いたします。そしてそういうことから専門的な知識と経験が必要とされる職員であります。改正されました行政不服審査法では小規模自治体ではこのような審理員の要件を十分に満たす能力を養うための研修が困難であるということも想定されておりまして弁護士や、税理士など専門職を採用して指名することが認められております。本町においてはこれまでの審査請求の実績等を踏まえ、適切な人材確保、人材育成が困難であることから非内部職員、さきほど申しました弁護士、税理士等の採用を可能に出来るようにこの条例を制定する提案するものであります。第 1 条は趣旨、それから第 2 条が任用規定でございますが非内部職員の採用することができるという条文でございます。3 条が身分ですけれども審理員は審理職員は地方公務員法第 3 条 3 項 3 号に規定する特別職の職員になります。それから、第 4 条で守秘義務の規定を設けております。職務上知り得た秘密を守る義務についての規定でございます。特別職の公務員ですので地公法の 34 条が適用されませんので、改めて規定を設けております。それから第 5 条は罰則規定でこれも地公法の適用外でございますして罰則規定を設けております。罰則の条件に付きましては地方公務員法第 34 条守秘義務違反の罰則規定としてい

るところでございます。この条例の施行日は28年4月1日から施行をするものでございます。以上、議案第6号和水町行政不服審査職員の任用等に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8 議案第7号 和水町行政不服審査会条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第7号「和水町行政不服審査会条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第7号、和水町行政不服審査会条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。和水町行政不服審査会条例を次のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。本条例は行政不服審査法第81条第2項の規定に基づいて事件ごとに執行機関の附属機関として審査会を設置するものでございます。この審査会は各自治体での単独設置あるいは近隣自治体等との共同設置が可能であります。また申し立ての状況、件数等鑑みて常設として設置する事はまあ不適當あるいは困難である場合は、非常設臨時的に事件ごとに設置することが認められております。本町では他の団体との共同設置を検討する暇がなかったことから単独で設置するものであります。これまでの不服申し立て件数等を勘案しまして常設設置ではなく非常設の機関として位置づけるこの条例案を提案するものでございます。第1条が設置規定、第2条が所掌事務規程、第3条に審査会の定員を定めておりまして3人以内の選任を規定しております。第4条で委員ですけれども、第1項で委員は公正な判断ができ、優れた見識を有する者のうちから町長が委嘱するとしております。この委員も専門的知識をお持ちである弁護士、税理士あるいは、行政書士等への委嘱を想定しているところでございます。委員の選任等につきましては、弁護士会ですとかそれぞれの組織に相談窓口が設けてございますので、そちらのほうに照会しながら審査請求がなされた場合に速やかに選任いただけるものと考えているところでございます。第5条は守秘義務規定、第6条が会長の互選規定を規定しています。それから第7条裏、裏面ですが第7条が議事について規定し、3名の想定でございますので全委員さんが出席できるような日程調整に努めてまいりたいと思っております。8条は事務局規定、9条で委任規定、10条が守秘義務違反に対する罰則規定でございます。これも先ほどの審査職、非内部の審査職員と同様に地公法の適用はございませんので罰則規定を設けているところでございます。この条例の施行日は法の施行日であります平成28年4月1日であります。以上、議案第7号和水町行政不服審査会条例の提案理由とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第9 議案第8号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第8号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第8号和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につ

いて提案理由の説明を申し上げます。和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。本条例は和水町行政不服審査会条例及び和水町行政不服審理職員の任用等に関する条例の制定並びに地域人権教育指導員の任用に伴いまして改正するものでございます。参考資料として添付しております新旧対照表をご覧ください。1ページの真ん中よりちょっと下に社会教育指導員に代えて地域人権教育指導員月額14万円を設け、文化財専門員を削るものであります。2ページをお開きください。後段の選挙立会人の次に行政不服審理職員1時間につき1万円。それから行政不服審査会委員1時間につき1万円を追加いたしております。3ページの第2表の費用弁償等の表ですけれどもこれに地域人権教育指導員を追加しております。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第8号和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由とその概要について説明をさせていただきました。御承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

日程第10 議案第9号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第9号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 議案第9号和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について、和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産の減免条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。これの改正につきましては2年間の延長をしたいということで裏面の法の改正のほうをご覧くださいませでしょうか。改正前が20年4月1日から28年の3月31日までになっておりましたけれども、移住定住の方を進めていきたい。また和水町の方に家の新築をして、人口の減少に歯止めをかけていきたいという事で2年間の延長をお願いしたいと平成30年3月31日まででございます。新築の賃貸住宅の固定資産税の減免も30年3月31日までの2年間の延長をお願いしたいとさせていただきます。提案理由といたしまして新築住宅及び新築賃貸住宅の取得を税制面から支援し、また環境面における認定長期優良住宅の建設を促進し、さらなる和水町への定住促進を図るため、条例を改正する必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。御審議賜りまして、御承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

日程第11 議案第10号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、議案第10号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました議案第10号和水町国民健康保険税条

例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。和水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。まず、提案理由でございますけど、国民健康保険事業会計において国民健康被保険者数の減少、且つ高齢化、医療費の増加などにより国保運営は非常に厳しい状況でございます。国民健康保険の税率など収入財源の見直しを行い、財政の安定化、健全な国民健康保険事業会計の運営を図るものであり、そのため関係する国民健康保険条例の改正を行うものでございます。次のページをご覧ください。今回条例の一部を改正する改正文でございます、で今回の改正は国保税にかかる所得割額及び資産割額の率、それから被保険者均等割及び世帯平等割の額についての改正でございます。改正の内容につきましては、別冊の新旧対照表で説明します。1ページをご覧くださいと思います。まず第3条から第5条の2までが医療保険分の改正でございます。第3条の右の欄、改正前でございますけど国保被保険者に係る所得割額の税率です。現在の5.95%の税率を7.2%に改正するものです。次に改正前の第4条でございます。国保被保険者に係る資産割額の税率です。現在の36%の税率を28.1%に改正するものです。次に第5条です。国保被保険者に係る被保険者均等割額です。被保険者1人について現在の1万7,200円を2万5,400円に改正するものです。次に第5条の2です。世帯別平等割額です。1号が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯のことで2ページをご覧くださいと思います。現在の2万1,000円を2万3,800円に改正するものです。2号が特定世帯で1万500円を1万1,900円に改正するものです。それから3号が特定継続世帯で1万5,750円を1万7,850円に改正するものでございます。続きまして第6条から第7条の3までが後期高齢者支援分の改正です。第6条をご覧くださいと思います。現在の所得割税率2.03%を2.8%に改正するものです。第7条です。現在の資産割税率6.3%を3.3%に改正するものです。3ページの第7条の2です。均等割額でありまして被保険者1人につき現在の5,200円を8,200円に改正するものです。

続きまして第7条の3でございます。世帯別平等割額でありまして、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については5,200円を8,300円に、特定世帯については2,600円を4,150円に特定継続世帯については3,900円を6,225円にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして第8条から第9条の3までが介護保険分です。第8条でございますけど所得割税率1.1%を2.7%に改正するものです。第9条です。現在の資産割税率9%を5.3%に改正するものです。第9条の2です。均等割額でありまして被保険者1人につき7,000円を1万3,000円に改正するものです。第9条の3をご覧ください。世帯別平等割額でありまして、一世帯につき現在の4,400円を6,300円に改正するものです。

続きまして4ページでございます。第12条の納期です。右の欄の改正前を見ていただきますと現在の納期は7月9月10月11月1月3月のそれぞれ1カ月間の6期ありますが、これに8月と2月のそれぞれ1カ月間を追加して8期に改正するものでございます。

続きまして第23条これは国民健康保険税の減額の改正でございます。次のページ5ページですけど上段第23条第1項第1号をご覧ください。

33万円を超えない世帯に係る納税義務者と記載してあるのが7割軽減世帯でございます。アと

イが医療保険分に係るものでアの被保険者均等割額の減額を1人につき現在の1万2,040円を1万7,780円に改正するものです。それからイの世帯別平等割額の減額については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万4,700円を1万6,660円に、特定世帯は7,350円を8,330円に、特定継続世帯は1万1,025円を1万2,495円にそれぞれ改正するものでございます。それから次のウとエは後期高齢者支援分に係る改正でウの被保険者均等割の減額は1人につき3,640円を5,740円に、それからエの世帯別平等割額の減額については特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は3,640円を5,810円に、特定世帯は1,820円を2,905円に、特定継続世帯は2,730円を4,357円にそれぞれ改正するものです。次のオとカは介護保険分に係る改正で、オの被保険者均等割の減額は6ページになります。1人につき現在の4,900円を7,210円に、カの世帯別平等割額の減額は1人につき3,080円を4,410円に改正するものです。

続きまして第2号です。第2号が5割軽減の世帯です。第1号と同様にアの被保険者均等割額の減額が1人につき8,600円を1万2,700円に、イの世帯別平等割額については特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1万500円を1万1,900円に、特定世帯は5,250円を5,950円に、特定継続世帯は7,875円を8,925円にそれぞれ改正するものです。ウの後期高齢者支援分にかかる被保険者均等割額の減額は、2,600円を4,100円に、エも同じく後期高齢者支援分にかかる世帯別平等割額の減額については特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は2,600円を4,150円に、それから7ページになります。特定世帯は1,300円を2,075円に、特定継続世帯は1,950円を3,112円にそれぞれ改正するものです。次にオの介護保険分にかかる被保険者均等割額の減額は3,500円を5,150円に、カと同じく介護保険にかかる世帯別平等割額の減額については2,200円を3,150円に改正するものです。続きまして、第3号です。第3号が2割軽減の世帯です。第1号及び第2号と同様にアの被保険者均等割額の減額が1人につき3,440円を5,080円に、イの世帯別平等割額については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は4,200円を4,760円に、特定世帯は2,100円を2,380円に、特定継続世帯は3,150円を3,570円にそれぞれ改正するものです。ウの後期高齢者支援金にかかる被保険者均等割額の減額は1,040円を1,640円に、8ページになります。エの同じく後期高齢者支援分にかかる世帯別平等割額の減額については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯は1,040円を1,660円に、特定世帯は520円を830円に、特定継続世帯は780円を1,245円にそれぞれ改正するものです。オの介護保険分にかかる被保険者均等割額の減額は1,400円を2,060円に、カの同じく介護保険にかかる世帯別平等割額の減額については880円を1,260円に改正するものです。続きまして施行期日です。改正文の2ページをお開きください。この条例は平成28年4月1日から施行することになります。

以上で議案第10号和水町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第12 議案第11号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第11号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第11号和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。和水町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年3月9日和水町長福原秀治であります。提案理由、介護保険法指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護サービス予防事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準の改正に伴い条例を改正する必要があります。次ページを開けて頂きたいと思います。第1条、第1条につきまして、1ページから19ページまでありますが、これは要介護者についての一部改正でございます。それから第2条、19ページから21までが要支援者についての改正です。改正内容を申し上げます。平成28年4月から小規模な通所介護事業所はこれまで都道府県が指定、監督する居宅サービスが市町村が指定、監督する地域密着型サービスに位置付けられます。具体的には利用定員当該事業所で同時に指定通所介護の提供を受けられる利用者の数の上限が18人以下の事業所が地域密着型通所介護となります。これまでどおり19人以上の事業所は通所介護事業所ということになります。以上で、議案第11号の和水町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。御審議、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） しばらく、休憩します。20分から会議を開きます。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第12号 菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第13 議案第12号「菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 坂本政明君

○商工観光課長（坂本政明君） ただ今の議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。議

案第12号菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。提案理由といたしましては、菊水カヌー館の設置の有効活用によりアウトドアの拠点化を効果的に推進するため簡易宿泊の内容の一部を変更する必要がある。これが条例を提出する理由でございます。改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。1ページをお開きください。菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例（平成18年和水町条例第124号）の一部を次のように改正する。第13条第2項中「第1項」を「前項」に改め、同条第3項中「第12条」を「前条」に改めます。また同条第5項中「第5項」を「第3項」に改めます。

次に3ページをお開きください。別表の4の表以外の部分中「及びカヌー館管理棟管理室」を削り同表の4の表中の備考欄にある「ただし、休憩はカヌー艇庫研修室を利用した場合とする。」を削ります。これは菊水カヌー館の管理棟を旅館業の営業施設から除外し、用途変更やテナントがしやすくするために行うものでございます。この条例は平成28年4月1日から施行いたします。以上で議案第12号菊水カヌー館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第14 議案第13号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第13号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第13号和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。議案書の表紙ですけれども、1ページに18条の3第2項中の文言改正につきましては行政不服審査法の改正に伴う改正でございます。

これまで審査請求の期間が60日でありましたが、3カ月に延長されたことに伴う引用条文の改正であります。それから19条第2項第1号の改正は、後ほど御説明いたしますが議案第4号で提案させていただきます期末勤勉手当の引き上げ率が0.1月分でございますが、それを6月と12月にわけてそれぞれ0.5月分を再配分するという改正でございます。それから別表第1と別表第2につきましては、28年の4月1日から適用する給料表であります。本条例改正は熊本県人事委員会の勧告に従いまして28年4月1日から給与制度の総合的な見直しを図るものであります。一般職の給与、職員の給与につきましては後ほど御提案申し上げますが議案第4号では27年度の給与改定でございます。で28年度の4月1日から総合的な見直しを行うと。具体的には若年層への重点配分、それから40代50代の職員の給与の抑制ということを行う月例給の引き下げに伴う改正であります。熊本県をはじめ荒尾、玉名管内を含む多くの自治体において熊本県人事委員会、そして国の人事委員会の勧告に従いまして、国の給料表に準拠した給料月額を引き下げる給料表となるものです。

引き下げ幅はつきましては、若年層約400円ぐらい50代後半になりますと1万7,000円程度が引き下げとなります。ただし、生活給でありますことから附則第2条におきまして最後のページですけども、附則第2号におきまして2年間のこの差額をですね、2年間保証するという規定を設けています。また地方自治法第25条の改正によりまして職員の職務を給料表に各等級別にですね、分類する具体的な基準を作りなさいという義務化されました。本町においては17ページですね、議案書の17ページをご覧いただきたいと思いますが、本町においてはすでに条例を制定しております。規定をされているところではありますが、〇〇に相当する職務というような曖昧な表現を避けるよう総務省から通知が来ておりますので、それに従って第3表を改正するものでございます。この給与改定、この条例は28年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第13号和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第15 議案第14号 和水町附属機関設置条例の廃止について

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第14号「和水町附属機関設置条例の廃止について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第14号和水町附属機関設置条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。和水町附属機関設置条例を廃止する条例を次のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。この条例は、町立中学校におけるイジメに関する第三者調査委員会が所掌する事務であります調査、審議及び報告書の提出を終えたためこの条例が役目を終えました。従いましてこの条例を廃止するものでございます。以上、議案第14号和水町附属機関設置条例の廃止について提案理由とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第16 議案第15号 和水町教職員住宅設置条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第15号「和水町教職員住宅設置条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 議案第15号和水町教職員住宅設置条例の一部改正について提案の説明を申し上げます。議案第15号、和水町教職員住宅設置条例の一部改正について和水町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。提案理由は中央地区簡易水道事業施設拡張に伴いまして菊水教職員住宅2号棟施設を取り壊すこととなったために和水町教職員住宅設置条例の一部を改正する必要がございます。これがこの条例案を提出する理由です。菊水教職員住宅は菊水中学校のプールと簡易水道施設との間に住宅を2棟設置しております。現在は2棟とも入居をされている方はございませんで今回取り壊す予定としておりますのは西側の棟でございます。侵入道路からすると奥の住宅

でございます。こちらの方に中央地区簡易水道の区域拡張によります水量増加に対応するために新たに216㎡の配水池を設置する計画となっております。中央地区の給水区域の南部の公共施設、菊水浄化センター、菊水ロマン館、肥後民家村それから宿泊施設への拡張ということで人口給水が増加したこと等に対応するものでございます。2枚目の新旧対照表をご覧ください。菊水教職員住宅は先ほど申し上げましたように2棟ありますので、1号住宅、2号住宅と規定をしておりましたけれどもそのうちの2号棟を取り壊しまして1棟だけになりますので、1号、2号の規定が必要なくなってきました。その改正をするものでございます。第2条第1号中「1号」を削ります。同じく第2条中第2号を削りまして第3号を第2号としまして以下第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げます。それから第7条第1号中の「1号」及び「及び2号住宅」を削ります。それから附則でございますけれども、この条例は交付の日からの施行というふうにしております。御審議いただきましてどうか御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第17 発議第2号 和水町議会会議規則の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第17、発議第2号「和水町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 議会運営委員長の小山でございます。発議第2号和水町議会会議規則一部改正について提案理由の説明を行います。本議案は別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。次のページをめくってください。提案理由ですが、議会における欠席の届出の取り扱いに関して社会情勢等を勘案し出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。和水町議会会議規則の一部を改正する規則、和水町議会会議規則（平成18年和水町議会規則第2号）の一部を次のように改正するものであります。新旧対照表をご覧ください。第2条に次の1項を加える。2、議員が出産のため出席できないときは日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。附則といたしましてこの規則は公布の日から施行する。以上のとおり和水町議会会議規則の一部改正に関する提案理由の説明といたします。どうか、御審議の上御採択賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

日程第18 発議第3号 和水町議会基本条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第18、発議第3号「和水町議会基本条例の制定について」を議題とします。趣旨説明を求めます。

議会改革調査特別委員長 荒木拓馬君

○議会改革調査特別委員長（荒木拓馬君） ただ今議題となりました発議第3号和水町議会基本条例の制定について提案趣旨説明を申し上げます。提出者は議会改革調査特別委員長の荒木でございます。地方分権が進む中、町民の負託に応えるため、より町民に開かれた議会を目指すとともに組織や運営、議員活動等議会の活性化を図るために、この条例を制定する必要がある。これ

がこの条例案を提出する理由であります。条例の内容でございますが、まず、前文におきまして地方公共団体の議事機関として意思決定機能、政策立案機能及び行政監視機能の能力向上を図るとともに二元代表制の実効性を高め、議会及び議員の責務を常に自覚し最良の意思決定を行うことにより地方自治体の本旨の実現を使命として品格と存在感のある議会を築いていく。そのため、議会はその機能を発揮し、町民の活発な地域活動を尊重し、町の発展と町民福祉の向上のために、その使命を果たすべく地方自治法が定める規定を遵守し、町民に信頼される開かれた議会を目指すため、この条例を制定することを謳っております。第1条で本条例制定の目的を定め、2条から4条では議会と議員の責務及び活動原則を規定しております。第5条では町民と議会の関係について規定し、情報公開の徹底と町民に対する説明責任を果たすように規定しております。第6条から9条では町長と議会の関係として町長等が提案する政策計画及び事業等について明らかにするような事項等を規定しております。第10条から13条では議会運営及び議会機能の発揮として議員相互の自由討議により合意形成に努めること。委員会は積極的な活動に努めること。多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう議会の広報活動を充実強化することを規定しております。第14条から15条では議会及び議会事務局の体制整備として議員の政策提言及び議会活動を支援するため事務局の体制を強化すること。議員の調査研究のため議会図書等の充実に努めることを規定しております。第16条から17条では議員の身分、待遇及び政治倫理について規定しております。第18条から19条では最高規範性及び見直し手続きとしてこの条例は議会運営における最高規範であること。条例の見直し手続きに関することについて規定をいたしております。なお、附則において平成28年4月1日から施行しようとするものであります。以上で提案の趣旨説明を終わります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

日程第19 議案第4号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第19、議案第4号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） ただ今議題となりました議案第4号和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。この議案第4号の給与条例の改正につきましては27年度の職員給与の改正案であります。昨年10月に熊本県職員給与については、熊本県人事委員会の勧告が出されました。熊本県内31町村の内25町村が熊本県の人事委員会勧告に準拠した給与改定を行うこととしているところです。熊本県人事委員会の勧告概要について御説明をいたします。月例給は民間給与との格差0.34%額にして平均1,268円を埋めるために世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた給料表の水準を引き上げるものであります。またボーナス期末勤勉手当については民間との格差0.1月分、再任用職についてはその半分の0.05月分でございますが、それを引き上げることとして勤勉手当に配分するというものです。その他、県においては単身赴任手当広域異動手当の引き上

げの勧告もなされておりますが、本町ではこの手当は存在をいたしません。県内の自治体職員及び県内の民間事業者との従業者との均衡を考慮して本町においても県内の多くの町村と同様に熊本県人事委員会の勧告に準拠した給料等の改正を提案するものでございます。改正概要について御説明をいたします。資料として添付してございます新旧対照表をご覧くださいと存じます。1 ページの勤勉手当第19条第2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の率を100分の10引き上げ、第2号においては再任用職員の勤勉手当の率を100分の5引き上げるものでございます。給料表については新旧対照表の1 ページ後半から行政職の給料表であります別表1及び医療職、保健師、看護師、准看護師などの別表2のとおり改めるものでございます。最後に最後のページに議案書ですけれども、次の附則について御説明します。議案書は17ページ、一番最後のページであります。附則第1号は施行日について規定をしております。この条例は公布の日から施行し改正後の和水町一般職の職員の給与に関する条例の規定は27年4月1日から適用するということでございます。さかのぼって適用するという規定。それから附則第2条2項については給与の内払いでございますが、既に改正前の和水町の条例に基づいて支給された給料がございますが、これは改正後の条例の規定によって支給される給与の内払いとするということでございます。それから3条については規則への委任規定であります。以上、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明とさせていただきます。御審議いただき御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉本和彰君） 日程第20、議案第16号「平成27年度和水町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 議案第16号、平成27年度和水町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。1ページをお開きいただきまして、平成27年度和水町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,229万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,818万7,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳費予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。第2条債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。この補正予算案は平成27年度の事業の実績見込み等によりますもの。それから国、県の追加補正等に対応したものであります。減額するものにつきましては事業の完了等により不用が見込まれるもの、また追加をお願いするものにはマイナンバー制度に対応したものや特別事業会計に対する繰出金の追加、それから給与改定等に対応したものでございます。第1表の歳入歳出予算補正では細目がちょっとわかりにくうございますので資料として添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明をいたします。歳入につきましては、7ページをお開きくださいませ。総括表歳入の中段9款の地方交付税交付金は507万円を追加いたします。50万7,000円です。訂正させていただきます。10款地方交付税は480万1,000円、それから下段の17款寄付金343万4,000円、それから20款の諸収入234万2,000円の追加をあわせてお願いをいたすところでは、それから19款の繰越金1億413万4,000円の減額をはじめ、14款の国庫支出金、15款の県支出金等の減額。それらを差し引き合計1億2,229万6,000円を減額いたしまして補正後の歳入予算の総額を63億6,818万7,000円とするものであります。次に歳入の主なものを御説明いたします。10ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金に339万3,000円を追加します。これは、マイナンバー制度の施行に伴う補助金として情報セキュリティ強化対策補助金の追加などがあつたもので追加するものであります。同じく14款2項4目土木費国庫補助金の2節道路整備交付金に488万8,000円を追加します。これは、社会資本整備交付金の追加交付によるものであります。13ページをお開きください。17款のページ中ほど17款寄付金、1項寄付金、1目寄付金に343万4,000円を追加いたします。これは一般寄付とふるさと応援寄付金でありまして今回の補正も含めふるさと応援寄付金26件でございます。貴重なご寄付を頂戴しております。その下の段の19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1億413万4,000円を減額いたします。これは財源調整による減額であります。続いて歳出について主なものを御説明申し上げます。減額の主なものは不用額の減額補正によるものです。したがいまして詳しい説明は割愛をさせていただきまして追加補正をお願いするものについて説明をいたします。追加補正については先ほどから申し上げます。マイナンバー制度の施行に伴い情報セキュリティ対策、それから特別事業会計に対する繰出金、給与改定等に対応したものであります。なお人件費につきましては給与改定に伴う増が約378万円程度の増でございます。それから早期退職希望がございませんでした関係から退職手当の

負担金が860万円あまり減額をしております。以上、人件費については説明を割愛させていただいて、15ページの2款総務費、1項総務管理費、8目の電子計算費の13節委託料に829万4,000円を追加いたします。説明書きの一番最下段に総合行政システム改修委託料の639万4,000円の減額はこれは厚生労働省のマイナンバー対応システムに伴います改修補助金が27年度のみとの情報によって計上してございましたけれども、次年度28年度において補助金が交付されるという見込みがつかまりましたので、今年度分を減額し次年度28年度予算で対応することとしたものであります。次に16ページをお開きください。同じく委託料の説明欄の情報セキュリティ強化対策事業委託料1,857万6,000円を追加します。これは個人番号等の情報漏洩を防ぐとともに外部からの脅威から情報を保護するために情報ネットワークを再構築するものでございます。この補助率は50%ですがけれども上限が585万円補助金として交付される見込みです。18ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の繰出金28節ですが国民健康保険事業会計の繰出金が2,215万円追加でございます。今年度の繰出金の合計額が1億1,265万3,000円となります。同じく2目の高齢者福祉費の28節介護事業会計繰出金については644万6,000円を減額し、特別養護老人ホーム事業会計繰出金に638万6,000円を追加いたします。介護保険事業会計への繰出金は今年度合計で2億1,777万3,000円となります。それから特別養護老人ホーム会計の繰出金はこの補正まであわせて3,471万円となるところであります。21ページをご覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、の28節繰出金、病院事業会計の繰出金498万6,000円を追加いたします。これにより今年度の病院事業会計の繰出金は2億2,083万4,000円となるところであります。交付税措置額の範囲内です。次に27ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良補助分の15節工事請負費に3,340万円を追加します。これは社会資本整備総合交付金の追加交付が見込まれますことから、町道江田高野線、内田吹野線の整備にかかる事業を計画するものでございます。以上主な歳出項目について説明を申し上げました。恐れいたします6ページにお戻りいただきたいと存じます。6ページは第2表の債務負担行為補正であります。今回債務負担行為をするものは平成28年度の広報紙の印刷製本費で300万円、これは次年度の広報発行をするために、早速その業務に着手しなければならないことから債務負担行為をお願いするものであります。以上議案第16号平成27年度和水町一般会計補正予算（第8号）の提案理由とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 幼稚園の就園奨励費が減額になったんですね。10ページで目の6、教育費国庫補助金、節で3番幼稚園補助金、これは幼稚園の就園奨励補助金で129万9,000円、これは何か法律が変わったのか、それとも幼稚園就園人員が変わったのか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただ今の御質問でございますけれども、幼稚園奨励費で当初予算で130万計上をいたしておりました。これは27年度から幼稚園保育園が認定こども園へ制度が移行いたしました。それでこれまでは幼稚園に通われてる方の保護者の方から幼稚園を通してこの奨励費の申請がございましたけれども、制度の移行によりましてこちらの幼稚園に通う子どもたちの負担金、保護者の負担金これは所得に応じて変更になるというようなことで奨励費そのものはなくなりましたけれども、認定こども園に移行したところへ通われる分の負担金については所得に応じてその保護者の負担金が決定するという形に変更になりまして、それである26年度におきましては実績として545万程度の実績がございました。それが、今年度27年度におきましては子どもたちが通われている幼稚園が認定こども園に移行しましたのでこの制度ものが適応されなくなったということで減額をお願いしているところです。これにあわせて歳出の方もですね、歳出がこの予算書の28ページになってまいります。28ページの2目事務局費の中で負担金補助及び交付金と言うことで350万円の減額をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 減額の理由はわかったんですけども、保育園に通っている園児については町が独自に保育園の保育園料を定めておりますよね。国が指定した金額よりも減額をしたような感じで設定していると。で、このこども園に移行したから幼稚園の園児に対して就園奨励費が廃止になったと、所得に応じて園児の金額は設定されるというような答弁だったと思いますけれども、幼稚園に通う子とですね、保育園に通う子の、町として処理した場合に、今までの幼稚園就園奨励費等を出した時と制度上出せなくなった時の差というか、そういうのはわかりますか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 保育園に通う子どもの保育料それから幼稚園に通う子どもの保護者の負担金ということで、制度が移行になったあとの保護者の負担金の額ということでありますけれども、ちょっとこちらのほうで把握はいたしておりません。幼稚園奨励費につきましては先ほど26年度の実績で583万の奨励費を出しておりますけれども、人数が合計で39人ということでこれがなくなったから負担金が増額するということではなくて、これに見合うような形での保護者負担の減額というようなことで捉えているところでございます。すみません。正確な数字については把握しておりません。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） その所得に応じて金額が定められると。町として同じ子どもなんですよ。幼稚園に通う子も保育園に通う子もこども認定園という制度が変わったとしたとしてもですね、それで親御さんが幼稚園がいいと保育園がいいというで選ばれるかもわかりませんが

も同じ町に住む子どもにですね、不平等性ももしこのことによって生じるならばそれに対応する
ような町としての対応策は考えられているのかどうか。お伺いします。

（「議長、追加で・・・」）

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） すみません。私がなぜこれを言うかという、保育園料というのは所得に応じて減額ていうか、町で減免措置をして設定してあると思います。だからその幼稚園に通われるところの世帯の所得というのは町で把握されているのかどうかですよ、それに比べて子ども認定園に変更になってそこで不平等性がでてくるか、でていないかですよ。もしでいたらその対応策として町は何かを考えているんですかということですよ。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 先ほど申しあげましたように、移行になってからの幼稚園に通う保護者の負担ということについては、ちょっと把握しておりませんので、そのあたりの調査をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 12ページですが7の教育費県補助金の中の説明の中の水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金4万9,000円というふうにあります、これは内容の説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 水俣に学ぶ肥後っ子教室の補助金ということで今回4万9,000円の増額をお願いしております。この事業内容ですけれどもこれは町内の小学生5年生全員が水俣の方に行きまして環境教育の学習を2泊3日で行っております。それに伴いますバスの借上げ料ですね、こちらの経費に充てさせてもらっておるんですけれどもこれに対して補助金が出るという県の方から補助金が出ているということでございます。9月2日から9月4日まで実施をいたしまして町内の児童75人が参加をいたしております。当初10万円で予算計上いたしておりましたけれども14万9,000円の決定がまいりましたので4万9,000円の増額をお願いしているところでございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 内容はわかりました。それでこれは県の補助金ということですので、水俣病という後世に引き継いで学ばせていくというのが大事だと思うので県の方針としてこれをやって補助金を出しますから是非小学生にこういう研修などで学ばせてくれと、そういう感じで話がきててやってるんですか。それと、そういうことであれば他の南関町とかですね、他市町村もそういう研修をやられているかお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） この水俣に学ぶ肥後っ子教室ということで、以前は環境学習という形で必要な学校等がやっておりましたけれども、今非常にこの水俣病等につきましても県内全域の小学校5年生には学ばせていただきたいという、県の方針でございます。県全体としてこれにつきましては取り組んでいる状況でございます。

（「全市町村でやっているんですね・・・。」）

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 先ほど申し上げましたように県内全小学校の方でこれはやっておりますので、ここの管内の小学校5年生も同じように取り組んでいると思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号、平成27年度和水町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

しばらく、休憩します。午後は1時15分から開会します。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉本和彰君） 午前の池田議員の質疑に対し答弁漏れがありました。

執行部の答弁を許可します。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長(高岡悦雄君) 午前中の池田議員の方の質問に対してお答えしたいと思います。今までの幼稚園は毎月定額で施設に納付され年度末に就園奨励費の申請をされる方につきましては一定の算定方法により就園奨励費が支出されておりました。それは先ほど教育課の方から出されていた費用でございます。それが幼稚園から昨年の7月から子ども認定こども園に移行されたことに伴いまして従来の保育料のように保護者の所得に応じて段階的に保育料を支出することになります。今まではもう従来の幼稚園はもう決まった金額を1年しましてそのあと出されておりましたが、認定園に伴いまして最初から所得に応じまして算出しておりましたので、就園奨励費を出す事はもうありません。そして、認定こども園の方もですね、1号認定と言いましてこちらが従来の幼稚園かと思えます。それから、2号3号が今までの保育園、ということになります。どちらを選ぶか保護者の方ですね、それをどちらを選ぶかということで町の方もそうですし、認定こども園の方の方もですね、どちらが自分が有利になるかそういったのをある程度情報、相談そういうのを受けながら選んでから保護者の方に1号の昔の幼稚園の方それから2号3号の方は保育園、というふうを選んでいただいております。またあの従来は所得税に応じて算定しておりましたが、27年から住民税の算定方法により利用料の方を決めております。ですから、今までとおりですね保護者の方の負担が増えたとかそういったのは若干世帯によっては違いますが、増えたり減ったりはしりますがそのような不利益を被るような事はない制度にはなっていると思えます。以上です。

日程第21 議案第17号 平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第4号)

○議長(杉本和彰君) 日程第21、議案第17号「平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○議長(杉本和彰君)

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長(樋口哲男君) ただいま議題となりました、議案第17号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第4号)につきまして提案理由の説明をいたします。予算書裏面をお開きいただきたいと思えます。平成27年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,648万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,784万2,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。説明につきましては、5ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明いたします。7ページを開きいただきたいと思えます。歳入から申し上げます。3款国庫支出金のうち1目療養給付費等負担金と次の1目財政調整交付金、それから4款療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金と次の5款前期高齢者交付金、1目の前期高齢者交付金につきましては交付金などの見込み額が判明したことに伴い減額しているところでございます。次に6款県支出金、2項県補助金、

2目熊本県システム改修補助金は新たに6万4,000円補正しております。国保の運営において平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり安定的な財政運営や効率的な事業の確保など制度の安定化を図ることになります。運営のあり方の見直しを図る上で標準保険料率を算定する必要があり、現在のシステムを改修するものであります。これにつきましては、全額県補助となっております。8ページをお開きください。7款の共同事業交付金の1目高額医療費共同事業交付金634万7,000円の減額と同じく7款2目保険財政共同安定化事業交付金1,743万2,000円の増額につきましては国保連合会からの交付決定見込み額に基づきまして減額と増額をしております。合計で1,108万5,000円の追加となっております。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金については法定内の繰入であり保険基盤安定にかかる繰入金1,441万1,000円、財政安定化支援事業にかかる繰入金304万6,000円、事務費にかかる繰入金469万3,000円の合計で2,215万円増額しております。続きまして歳出でございます。9ページをご覧ください。1款総務費、1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費については昇給等に伴うもので、同じく13節委託料につきましてはレセプト点検の件数等が増えたため合計で34万7,000円増額補正しております。次に2款保険給付費、1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費及び3目一般被保険者療養費については見込み額からそれぞれ減額増額しております。合計で5,100万円減額しております。次に2款保険給付費、2項高額療養費の1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費についても同じく見込み額から増額減額しております。合計で450万円減額補正しております。次に10ページをお開きください。3款後期高齢者支援金等の1目後期高齢者支援金、6款介護納付金の1目介護納付金については財源の組み替えでございます。次に7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金の1目高額医療費拠出金と2目保険財政共同安定化事業拠出金については国保連合会からの拠出見込み額の提示がありましたので合計で2,383万4,000円を増額補正しております。次に8款保健事業費の1目特定健康審査等事業費については特定保健指導や人間ドックの人数が確定したため500万円を減額補正しております。最後に11款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金です。調整交付金の対象となります。町立病院の保険事業分ですが、これも金額が確定したため16万7,000円減額補正しています。以上、簡単でございますけど、3月3日にですね。国保運営協議会に諮問し答申を受けたことも申し添えまして提案理由の説明といたします。御審議の上御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、平成27年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第18号 平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第22、議案第18号「平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第18号平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算書の提案理由の説明を申し上げます。表紙の次のページをめくっていただきたいと思います。平成27年度和水町の介護保険事業会計補正予算書（第4号）は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,853万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,387万3,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算書の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。それでは補正内容につきまして歳入のほうから主なものを説明させていただきます。事項別について説明します。予算書の5ページのほうをお開きください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を212万7,000円増額し、2億5,773万3,000円とするものです。内訳としましては現年度介護給付費の負担金を212万7,000円増額しております。これは介護給付費実績見込み額に伴います国庫負担金等の増額補正となります。次に同じく国庫支出金の2項国庫補助金のところですが、1目調整交付金233万4,000円を増額し、1億3,769万3,000円とするものです。内訳としましては現年度調整交付金を233万4,000円増額しております。これは平成27年の1月から12月までの介護給付費実績に基づき算定した増額補正となっております。次に6ページの方をお開きしていただきたいと思います。4款支払基金交付金のところですが、1項支払基金交付金2,551万2,000円を減額し、3億8,725万3,000円とするものです。内訳は1目介護給付費交付金を2,537万6,000円減額、及び2目地域支援事業交付金を13万6,000円減額しております。こちらの方も介護給付費見込みの減額により支払基金からの交付金の減額補正となっております。次に5款県支出金のところですが1項県負担金、1目介護給付費負担金を1,211万6,000円減額し、2億279万円とするものです。その内訳は現年度介護給付費負担金を1,211万6,000円減額しております。こちらの方も介護給付費見込み額の減額により現負担金の減額補正でございます。次に7款繰入金のところですが1項一般会計繰入金の総額を644万6,000円減額して2億1,777万3,000円としております。その内訳としましては、これまでと一緒

ですが介護給付費の減額によります介護給付費繰入金の584万9,000円及び現年度の地域支援事業繰入金6万1,000円同じく包括的事業の14万9,000円、さらに事務費繰入金31万2,000円の減額、それから所得者保険料の7万5,000円を減額しております。介護給付費は先ほど申しましたように介護給付の減額です。次に8款繰入金のところですが1項繰越金、1目繰越金を874万3,000円減額し8,014万2,000円とするものです。こちらのほうは歳入の財源調整による減額補正となります。以上が歳入の主な補正ですが、続きましての歳出のものを説明いたします。予算書の8ページをお開きください。2款介護給付費のところですが1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費を200万減額し9,199万2,000円とするものです。その内訳は地域密着型サービス給付費200万円の減額補正となります。こちらのほうはグループホーム等の認知症対応型共同施設でありまして当初見込みより利用給付費の減による実績見込みによりますの減額補正となります。同じく2款介護給付費のところですが1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費を4,500万減額し5億6,590万4,000円とするものです。その内訳は施設サービス給付費4,500万円の減額補正。こちらにも施設介護サービス給付、いわゆる3施設といいます介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の補正でトータルで4,500万円の減額補正になっております。続きまして同じく介護給付費のところですが1目介護サービス等諸費、8目居宅介護住宅改修費を150万円減額し273万4,000円とするものです。内訳としまして居宅介護住宅改修費150万の減額補正です。こちらのほうは申請の減によるものでございます。次に9ページをお開きください。同じく介護給付費ですが1項介護サービス等諸費、9目居宅介護サービス計画給付費を300万減額し、5,598万9,000円とするものです。内訳としましては居宅介護サービス計画給付費300万円の減額になりますが、こちらはケアプラン作成の件数が当初見込みより見込みの数が少なかったというものです。同じく介護給付費の4項高額介護サービス費のところですが、1目高額介護サービス費を100万円減額し2,808万7,000円とするものです。その内訳は高額介護サービス費等100万円の減額補正です。こちらは1カ月に支払った利用者負担が一定の上限を超えた時は要介護者には高額介護サービスとして要支援者には高額介護予防サービスとして超えた分を支給するものです。こちらの方も当初見込みより給付額の減による実績見込みに伴う補正となり100万円の減額補正をするものです。次に同じところですが6項特定入所者介護サービス等費のところですが、1目特定入所者介護サービス費を550万円増額し7,273万8,000円とするものです。その内訳は特定入所者介護サービス費等550万円の増額補正となります。こちらの方は平成27年8月から特別養護老人ホームにおいてそれまでは介護給付費として基本報酬に含まれていた室料相当分が居住費として自己負担となりましたので、低所得者の方の負担軽減としまして住民税非課税者の室料相当の自己負担分、基準額と所得に応じた限度額との差額を補足給付することに伴い補正するものでございます。以上で歳出の主な補正の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、平成27年度和水町介護保険事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第19号 平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)

○議長(杉本和彰君) 日程第23、議案第19号「平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長(坂本誠司君) 議案第19号平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)について提案理由の説明をいたします。予算書の裏面をご覧いただきたいと思えます。平成27年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,437万6,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。まず歳入について説明をいたします。5ページをご覧いただきたいと思えます。1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入を814万8,000円減額補正いたしまして3億2,450万円とするものでございます。これは施設利用者数は前年度よりも増加したものの27年の4月1日と8月1日に行われました国の介護報酬の減額改定の幅が予想以上に大きく影響いたしまして大変申し訳ございませんけれども減額といたしております。約1割ほどの減額でございましたので、そのための減額でございます。同じく2目の居宅介護サービス費収入につきましても627万2,000円減額補正いたしまして総額を4,050万円とするものです。これも国の介護報酬の減額改定の幅が予想以上に大きく影響いたしまして減収となる部分の減額でございます。それと最近のショートステイの利用者数が減少傾向にございます、本年度後半からの利用者数の拡大が思うように進みませんで大変申し訳ありません

けども減額としております。次に1款サービス収入、2項自己負担金、1目施設介護自己負担金収入を14万4,000円減額でございます。2目の居宅介護自己負担金収入につきましても69万7,000円の減額でございます。先に述べましたように施設利用者数は前年度よりも増加いたしましたけれども4月1日と8月1日の国の介護報酬単価の減額改定に伴いまして利用者の自己負担金も減額されたことによる減収でございます。なお、2目の居宅介護自己負担金ショートステイでございますけれどもこれにつきましては利用者の負担金額が減額されたこともあわせて利用者の拡大が思うように進まず利用者数の減少による減収でございます。次に2款分担金及び負担金、1項の負担金、1目生きがい支援事業負担金をこれを27万円減額補正いたしまして175万2,000円とするものでございます。これはあの新規利用者の拡大が思うように進みませんで大変申し訳ありませんけども減額としております。6ページをご覧くださいと思います。7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金776万4,000円を増額補正いたしまして総額を1,707万円とするものでございます。これは前年の繰越金を歳入財源として充当するのでございます。次に9款繰入金、1目一般会計繰入金、1目一般会計繰入金を638万6,000円増額補正いたしまして総額を3,471万円とするものでございます。大変申し訳ございませんけど町からの繰入金を歳入財源として充当するものでございます。歳出について説明いたします。7ページをご覧くださいと思います。不用額として減額している項目については説明を省略させていただきたいと思います。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費50万2,000円を減額補正いたしまして4億5,531万2,000円とするものでございます。このなかで主に今回増額としておりますのは、2節の給料173万1,000円の増額でございます。給与改定に伴う増額でございます。3節職員手当等の増額でございますけれども、期末勤勉手当68万7,000円の増額は支給率の改定に伴うものでございます。11節需用費146万2,000円の増額でございますけども、これは消耗品、施設内の環境衛生ということで院内感染を防ぐためにも必要ということで、ポリ手袋とかハンドソープ、マスク等の費用で158万3,000円でございます。修繕料として52万9,000円を計上しておりますけれども、1月の寒波によりバルブ等に亀裂が入りましたのでその修繕費用でございます。不用額として438万2,000円を減額しております。2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目施設サービス事業費87万9,000円を減額補正いたしまして3,468万4,000円とするものでございます。この部分で主な増額分でございますけどもこれにつきましても給料が8万6,000円の増額、3節の職員手当等期末勤勉手当でございますけれども11万7,000円の増額でございます。支給率の改定でございます。不用額として108万2,000円を減額しております。以上で議案第19号平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を終わります。御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、平成27年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第20号 平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(杉本和彰君) 日程第24、議案第20号「平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○議長(杉本和彰君)

建設課長 池田宝生君

○建設課長(池田宝生君) ただ今の議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案第20号平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)。平成27年度和水町の簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,138万6,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。それでは補正につきまして御説明申し上げます。歳出から申し上げます。6ページをお願いいたします。1目一般管理費、2節給料及び3節職員手当においてそれぞれ2万7,000円、4万9,000円を追加するものでございます。これは一般職員の給与改定による増額をするものでございます。次に歳入ですが、前ページの5ページですが、歳入につきましては、歳入歳出調整のため7万5,000円を繰越金において増額したものでございます。以上、議案第20号平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、平成27年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第21号 平成27年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(杉本和彰君) 日程第25、議案第21号「平成27年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長(池田宝生君) それでは、ただ今の議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面ご覧いただきたいと思っております。議案第21号、平成27年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)、平成27年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,210万4,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。それでは補正の詳細につきまして主なものを申し上げます。歳出から説明いたします。6ページをお願いいたします。1款総務費の1目一般管理費、2節給料及び3節の職員手当におきまして、それぞれ3万5,000円、5万3,000円を増額、また共済費におきまして2万6,000円の減額としています。これは一般職の給与改定によるものでございます。それから2款1項の1目下水道施設運営費で178万9,000円を減額しております。これは11節事業費の修繕料で当初見込んでおりました予算に対しまして入札と不用額が発生いたしましたので減額したものでございます。前ページに戻りまして5ページをお願いいたします。歳入でございますが、1目繰越金において172万7,000円を減額しております。これは当初見込んでおりました前年度繰越金が減となったために減額するものでございます。以上、議案第21号平成27年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を終わります。以上よろしくをお願いいたします。

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号平成27年度和水町下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第22号 平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)

○議長(杉本和彰君) 日程第26、議案第22号「平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長(樋口哲男君) ただいま議題となりました議案第22号平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)につきまして提案理由の説明をいたします。予算書表紙の裏面をお開きください。平成27年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ332万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,234万7,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。説明につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。まず5ページをお開きください。歳入から説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収保険料を514万6,000円減額し、2目の普通徴収保険料を385万3,000円増額、合計で129万3,000円減額を補正をしております。これは当初予算編成時に広域連合からの見込み額を計上しておりましたが、決算見込みによりましてそれぞれ減額増額をしております。続いて4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は低所得者の保険料軽減分を公費で補填する制度で額が決定しましたことから75万7,000円減額補正をしております。次に最下段の6款諸収入、4項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は人間ドック及び後期高齢者健診の受診者が確定したため減額するものでございます。続きまして、6ページを開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の節の2節給料、3節職員手当等、4節共済費については職員の一般職員の給与改定に伴うもので6万8,000円増額補正をしております。次に2款1項1目の後

期高齢者医療広域連合納付金については当初予算編成時に広域連合からの見込み額を計上しておりましたが決算見込みにより204万5,000円減額補正でございます。なお右端の説明欄の被保険者保険料等負担金は被保険者が和水町に納付された保険料と延滞金について全額広域連合へ払い込むものでございます。したがって歳入のですね1款1目1項特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料と6款1項1目延滞金の合計額と同額減額するのでございます。続きまして3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費については歳入の、これにつきましては、健康診査及び後期高齢者の人間ドックの受診者が確定したため135万円減額補正しております。以上で議案第22号和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、平成27年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第23号 平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第27、議案第23号「平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） 議案第23号平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。まず、表紙を開けた1ページをお願いします。第1条平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。収益的収入及び支出の補正、第2条平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正

する。病院事業収益の収入は支出とともに2,001万9,000円を減額し、計の9億7,485万9,000円とお願ひするものです。はじめに収入から申し上げます。第1款病院事業収益の第1項の医業収益を2,317万2,000円減額し、第2項の医業外収益は627万3,000円の増額をお願ひし、第3項の健康管理センター収益を103万4,000円増額、第4項の居宅介護支援事業収益を680万4,000円減額し、第5項訪問介護事業収益を180万円増額、特別利益として58万円の増額をお願ひしています。この特別利益の部分でございますが町にといいますか、病院で持っておりました、マイクロバス、平成3年に購入部分でございますが、エンジンが壊れまして部品が調達できないというようなことで廃車して売却するということの部分の予算でございます。次に支出ですが第1款病院事業費を第1項の医業費用を1,140万5,000円の減額、第2項医業外費用を29万9,000円増額、第3項健康管理センター費用を333万9,000円の減額、第4項居宅介護支援事業費用を295万8,000円減額、第5項訪問介護事業費用を297万6,000円の減額をお願ひしてあります。今回の補正は、収入については決算見込みによる増減です。支出につきましては、当初予算で給与改定等見込んでおりましたが、で予算を組んでおりましたが、今回の給与改定との差額を減額しているところでございます。次に第3条資本的収入及び支出の補正ですが、当初予算の第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額3,095万8,000円を資本的収入が資本的支出額に対して不足する額3,241万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。歳出の建設改良費の入札残を237万2,000円減額お願ひして、起債額が確定した分、500万円を減額になったために補正をお願ひしています。次に第4条企業債の補正ですが、当初予算第5条表限度額欄中6,400万円を5,900万円に改める。これは起債事業であります、自家発電機据え置き工事とエレベーター改修工事の事業費が確定したためによる減額補正です。次に第5条議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正として当初予算第7条中に定めた経費の金額を次のように改めることで、1号職員給与費を第2条で説明しましたように、決算見込みによる剰余額2,455万9,000円減額をお願ひするものです。次に第6条たな卸資産購入限度額の補正として当初予算第8条中棚卸資産限度額6,810万2,000円を12万6,000円減額して6,797万6,000円と改めるものです。これは棚卸資産の額が確定しましたのでその分を減額してお願ひしておるものです。以上で、議案第23号平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を終わります。御審議の上御承認いただきますようよろしくお願ひします。

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番(蒲池恭一君) 今、説明の中で病院事務長の説明の中で、マイクロバスを売却されたと言われましたけれども、そのあとの考えはどのように思われているのかをお聞きしたいと思います。

○議長(杉本和彰君)

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長(堤 一徳君) 今現在マイクロバスは動いておりませんので、特別養護老人ホ

ームのバスの方を一応お借りしております。月曜日から金曜日までできるだけ特老の方には迷惑をかけないような形で特老で使用される時には、町のマイクロバス及び10人乗りのやつを借りるような形ですね、調整をするということで今現在はできるだけ特老のマイクロバスを利用していただいております。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 三加和方面においてもですね、今多分回れておりますけども和水町にありながらですね、医療体系が違う、ということでなかなか三加和の元三加和のですね、住民の方々がなかなか和水町立病院に来られないというなかでですね、今のところそういう支障はないということですかね。そういうやりくりしながらということで。今後はどのように考えられているのか、ちょっとすみません予算書3月の当初予算にもしかしたら計上されていたかもしれませんけれども、それも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） 今のところですね特老の方との協議の中でですね、うちの方のマイクロバスというような形で利用させていただくということでお願いしているところです。他のところでもですね、町のマイクロバスもありますのでそちらのほうもですね、もし特老の方で利用される時には町のマイクロバスを利用するというので総務課の方とも協議をやったりしますし、10人乗りのワゴン車についてもですね、利用できるように協議を行ってできるだけマイクロバスはこちらの方では購入しないという気持ちでですね、やっていきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号、平成27年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。25分から行います

休憩 午後 2 時13分

再開 午後 2 時25分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28 議案第24号 平成28年度和水町一般会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第28、議案第24号「平成28年度和水町一般会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） ただいま議題となりました、議案第24号平成28年度和水町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。裏面をお開きください。平成28年度和水町の一般会計予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64億7,030万円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。第3条地方自治法第235条の3第2項の定めによる一時借入金の借入の最高額は、9億円と定める。第4条地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治であります。この予算は平成28年度中に執行する行政に必要な予算を計上し歳入歳出の予算の総額をそれぞれ64億7,030万円とするものです。前年度の当初予算額62億7,568万円と比較いたしまして1億9,462万円。率にして3.1%の増となりました。平成27年度当初予算との比較をしながらその概要を説明させていただきますので、添付しております資料の7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧いただきたいと思います。歳入では1款の町税が約1,052万6,000円の減を見込んでいるところです。主要な要因といたしましては、勤労者層の減少が影響しているものと思われまます。2款の地方譲与税1,249万8,000円の減で、これは国の地方財政計画において、地方譲与税が減額されたことから、厳しく見積もったものであります。3款は利子割交付金は前年同額。4款5款についても前年とさほど比較はございません。実績に基づいて計上したものであります。6款地方消費税交付金は1億2,800万円を計上させていただいております。これは、前年に比べて2,800万円の増加を見込んでおります。これは全国レベルでの消費の喚起が促されたものと思われまます。第7款についてはゴルフ場利用税は前年同様。それから自動車取得税交付金につきましては600万円を計上させていただき、前年に比べて600万円の減です。これは平成26年度の決算を基準に計上をいたしております。地方特例交付金は前年同額。10款の地方交付税は、33億2,000万円を計上しております。5,000万円の減であります。

これは国の地方財政計画において、地方交付税の総額が減額されたこと、それからもう一つ、合併算定替の終了に向けて削減が始まったことによるものであります。11款、前年並みでございます。330万増額です。12款の分担金、負担金等については、昨年比べて800万円程度の減、それから、使用料、手数料については217万円程度の増。それから14款の国庫支出金、686万円の減ですけれども、これは道路整備交付金の減少によるものであります。15款の県支出金、4億3,182万4,000円で、これも404万円程度の減であります。民生費と商工費に対します、国、県の補助金が昨年比べて減少したということと、国勢調査が昨年ございましたが、その終了に伴う委託金の減少であります。18款繰入金、2,726万4,000円で、2,656万3,000円の増を見込んでおります。これは合併振興基金が10億円積み立てておりますが、そのうちの2億円の償還が終わったことから、これを取り崩して地域振興に充てるために、2,656万3,000円を新たに繰り入れるものであります。19款の繰越金は財政調整のために3億5,272万6,000円を充てております。昨年比1億3,122万4,000円の増でございます。20款の諸収入は、前年比べて164万2,000円を増加見込みで、3,092万4,000円。21款の町債は59億50万7,000円を計上しております。昨年比、9,681万円の増額で、これは土木債が約8,700万円の増を見込んでいます。以上、歳入予算の概要の説明とさせていただきます、歳出につきましては、8ページをご覧くださいと思います。1款の議会費は9,282万1,000円。対前年比で、1,014万1千円の減で、主な要因は議員の皆様方の共済負担金の減によるものでございます。それから2款の総務費、8億9,365万8,000円で、対前年7,156万8,000円の増でございます。主な要因は、電算システムの委託料が2,200万円あまり増加をしております。これは、マイナンバー制度に伴うシステム委託料等の関係でございます。それから、3年ごとの評価替に伴います土地評価業務が委託料として1,200万円あまりをお願いしております。その他に、職員の共済組合の負担金。それと、一部事務組合の負担金が増加の大きな要因でございます。3款民生費は19億1,321万9,000円で、対前年比1億4,824万8,000円の増です。主な要因は、国保会計への繰出金が昨年度に比べて、4,000万増。それから特養会計に約4,000万円の増。それから、障害福祉費、扶助費にあたりますが、これが3,300万円あまりの増。それともう一つ、臨時福祉給付金事業が増えましたので、それらが影響して1億4,800万円程度の増になったところでございます。4款の民生費は、6億588万7,000円の計上で、745万3,000円の増額でございます。主な要因は健診委託料の増加によるものです。6款農林水産業費は、3億271万1,000円で、去年に比べまして、2,432万4,000円の減です。主な要因は昨年度実施されました強い農業づくり交付金事業の終了によるものであります。7款商工費については昨年同規模の予算計上とさせていただいております。8款土木費は、7億7,947万4,000円で、対前年4,433万2,000円の増です。主なものは道路改良事業による増額でございます。9款消防費、2億5,170万1,000円で、対前年2,230万3,000円の増ですが、主な要因は常備消防に係る一部事務組合の負担金が増加をいたしております。それからもう一つ、これは自主防災組織へのコミュニティ助成事業を計上させていただいているところです。10款教育費は5億1,061万4,000円で、対前年比7,138万7,000円の減です。主な減は事務局費の1,000万円あまりと、学校統合事業費の5,600万円あまりの減によるものであります。11款災害復旧費、772万9,000円。前年並みの予算計上とさせていただいており

ます。それから12款の公債費は、9億9,040万5,000円。対前年650万あまりの増加です。これは元金償還の増額によるものであります。14款予備費は前年同様の計上をさせていただいております。以上28年度当初予算の支出概要について、昨年度当初予算との比較をしながら御説明をさせていただきました。6ページをご覧くださいと思います。「第2表 地方債」であります。起債の目的、限度額の順に御説明いたします。消防施設整備事業、1,400万円で、これは過疎債です。消防ポンプ付積載車1台。それから防火水槽3基の整備費に充当するものです。2段目の市町村合併支援道路整備事業に450万円。これは合併特例債です。県道和仁菊水線、それから県道大牟田植木線の整備にかかります熊本県への負担金に充当するものであります。15%を負担いたします。公共施設除却費を580万円。これは合併特例債です。旧緑小学校のプールの除却と整備費用に充てる予定です。それから道路整備事業に2億3,320万円。過疎債です。これは江田高野線ほか、町道9路線の整備事業約3億5,000万円程度に充当を予定をしております。県営圃場整備事業に990万円。過疎債です。これは、三加和地区の県営圃場整備事業の負担金、約1,100万円に充当をします。それから臨時財政対策債、2億3,410万7,000円です。これは一般財源の不足に対処するために認められてました起債で、一般財源として取り扱われるものです。なお、この臨時財政対策債につきましても、起債枠が年々減少をしております。昨年に比べまして約16%程度削減をされておりますので、今後も削減の傾向にあるということが言えます。次からが、過疎債のソフト分です。子ども医療費助成事業360万円。これは高校3年生以下の児童の医療費助成に充てるものです。次の出生祝い金支給事業、1,200万円。第1子から第3子まで15万円。第4子が30万。5子以降が50万円を支給するものです。土木費補助事業、3,100万円。これは行政区等への土木費補助事業の補助金に充てるものであります。農地流動化地域推進事業、1,000万円。農地の流動化を促進するための貸し借りに対する補助金に充当するものであります。合計いたしまして、5億9,050万7,000円の起債を計画をしております。起債の方法、利率、償還については、利率が3%以内、償還の方法は債権者との協議によるものとするということと、政府資金についてはその条件によることとしております。最後に101ページ、一番最後になります。今回から資料として添付することとしたものであります。消費税の引き上げ分、平成25年に、5%から8%に消費税が上がりましたがけれども、その3%分を社会保障財源に、どんな事業に充てたのか示すようにという国の強い指導がございました。それで今回から添付をしている資料であります。歳入予算のうち、地方消費税交付金1億2,800万円に、消費税引き上げ分にかかる社会保障財源分として、2,500万円が含まれておりますので、この2,500万円を何に使う予定なのかという表であります。これは最終予算で言いますと、衛生費の保健衛生費の予防接種等の疾病予防対策事業に充てるものであります。ちなみにこの国、県の支出金7万5,000円は、風疹予防接種に充てるものでありまして、その残余について消費税引き上げ分の2,500万円と一般財源で対応しますよという表であります。以上、議案第24号、平成28年度和水町一般会計予算の概要について説明をさせていただき、提案理由とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君） 日程第29、議案第25号「平成28年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました、議案第25号平成28年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面をお開きください。平成28年度和水町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億8,160万9,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条第1項地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出の予算の各項の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。説明につきましては、予算資料の5ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧いただきたいと思います。歳入においては、全体としては前年度予算に対しまして、1,693万4,000円の減となっております。今回提案しております、和水町国民健康保険税条例の一部改正に伴います、1款国民健康保険税の増収。それから5款前期高齢者交付金等の増額が見込まれることに対しまして、3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、9款繰入金及び10款繰越金等の減収が見込まれるところでございます。次に6ページです。歳出におきましては、2款の保険給付費の減、それから平成27年度からの税制改正に伴う、7款共同事業拠出金の増額が主な要因となっており、1,693万4,000円の、前年度に対して減となっているところでございます。詳細につきましては、基本的には昨年度、それから国保連合会等の資料関係を元にしまして、試算しておるところでございます。1番最後の25ページをご覧いただきたいと思います。国保保健指導事業の債務負担行為でございます。限度額が159万7,000円。期間が平成25年度から28年度まで。平成28年度の支出予定金は26万2,000円。これは今年パソコン4台のリース料が終了しまして、残りが軽自動車1台のリース料、この分を計上しているところでございます。簡単でございますけど、議案第25号、平成28年度和水町国民健康保険事業会計予算の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

日程第30 議案第26号 平成28年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第30、議案第26号「平成28年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦男君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第26号、平成28年度和水町介護保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。まず裏面を開けていただきまして、平成28年度和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億1,882万5,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為、第2条地方自治法第214条の

規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。一時借入金、第3条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。歳出予算の流用、第4条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。1号、保険給付の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。

まず、説明の方ですが、歳出の方から説明しますので、5ページを開けていただきたいと思います。こちらの歳入歳出予算事項別明細書の方を説明いたします。1款総務費ですが、前年度予算より705万3,000円減額の、3,685万4,000円を見込んでおります。こちらの方は、事務従事者の4人体制から3人体制に伴う人件費の減額でございます。次に、2款の介護給付費ですが、前年度より8,679万5,000円減ということで、14億4,558万4,000円を見込んでいます。減額の主な要因としましては、施設介護サービス給付費の施設介護サービス給付費等で、8,858万4,000円の減です。その他、給付金の減額及び介護度の高い人の減少によるものでございます。つづきまして、4款地域支援事業費ですが、前年度より1,118万円増の3,498万4,000円となっております。増額の主な要因としましては、アクティブ事業というのを介護事業の方でやっております。アクティブ認知症、介護予防教室、こちらの方をですね、今まで一般会計の民生費の方で実施していましたが、28年度より、より財源の有利な地域支援事業の中に組み入れをしていたところですが、こちらを組み入れますことによりまして、介護給付費の12%分が町からの支出ということになります。その他に、この地域支援事業の中に、包括的支援事業というのがありますが、平成28年度からですが、これまで、緊急通報ですか、そちらの方を有明消防方式でしていましたが、平成28年度から有明消防方式終了に伴いまして、民間事業委託するというので、こちらの方を305万4,000円増やしております。これによりまして、今までは一方通行のものが今回はお互いに対象者本人からの連絡とか、逆にこちら民間の方から連絡して、日常業務で困ったこと、そういった相談業務が可能となり、よりサービスの行き届いたものになるかと思っております。それから7款諸支出金ですが、これは昨年と同額を見込んでおまして、死亡や転出等による保険料の歳出還付分でございます。続きまして歳入説明ですけど、戻りまして上の方の4ページの方をご覧くださいと思います。1款保険料。こちらの方は前年度より76万ほど減で、2億5,154万2,000円を見込んでいます。3款国庫支出金、前年度より1,765万5,000円減の4億55万7,000円を見込んでいます。主な原因は介護給付費の減額によるものです。続きまして、4款支払基金交付金。こちらの方2号保険者によるものですが、2,143万9,000円減の4億1,299万2,000円を見込んでおります。こちらと同じく介護給付費の減額によるものです。次に5款県支出金ですが、前年度より1,390万9,000円減額の2億1,871万円を見込んでおります。こちらと同じく介護給付費の減額によるものです。次に7、繰入金ですが、前年度より1,417万2,000円減の2億2,472万3,000円を見込んでおります。いずれにしろこちららも全部介護給付費の減額によるものでございます。それから最後

になりましたが、ページを戻っていただきまして、3ページの「第2表 債務負担行為」。平成28年度介護予防事業支援システム導入事業。こちらの方を平成29年度からしておりますが、250万の限度額。それからその下の災害時要支援システム事業、こちらの方を180万、合計430万、債務負担行為で計上しております。以上で主な歳入歳出の説明を終わりますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、議案第26号、平成28年度和水町介護保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

日程第31 議案第27号 平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第31、議案第27号「平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

特養施設長 坂本誠司君

○特養施設長（坂本誠司君） 議案第27号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。予算書の裏面をご覧くださいと思います。平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1,349万9,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。次に債務負担行為について説明いたします。3ページをご覧ください。この中の清掃管理事業でございますけども、利用者の衣服等の洗濯、建物内の廊下、トイレ等の日常清掃と、床、カーペット、窓ガラス等の定期清掃でございます。29年、今年度含めまして、30年度までの債務負担でございます、費用的に1,040万円でございます。カーテンリース事業は、窓、居室の仕切り、トイレの仕切り等のカーテンのリース料でございます。これにつきましても、同じく28、29、30、3カ年間の債務負担でございます、予算は29年、30年の債務負担分153万円を計上しております。マットリース事業につきましては、ベッドのマットレスでございます。これにつきましても、28年度からリースを始めまして、30年度までの3カ年でございます。この表に計上してましますのは、先ほど申し上げましたように、29、30年の2カ年分の額を計上しております。149万2,000円でございます。次に、歳入について説明します。4ページをご覧ください。1款サービス収入でございますけど、介護保険の適用でございます、きくすい荘に長期入居、短期入居、デイサービスに通所いただいている方の介護給付費、国保連合会から給付いただく分ですけども、それと利用者の負担金でございます。前年比601万3,000円を減収いたしまして、4億4,387万1,000円としております。主な要因でございますけども、6ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護給付費、2目居宅介護サービス事業の収入でございますけども、561万円の減収でございます。主に介護報酬の減額改定が予想以上に響きまして、前年度予算当初から著しく減収になったことと、短期入所、ショートステイでございますけども、利用者が減少傾向にあります。その

利用者の拡大が思うように進まないこともあると考えておりまして、大変申し訳ありませんけども、減額とさせたところがございます。再度4ページをご覧ください。2款分担金及び負担金は、町委託分の生きがい支援事業、短期入所特別支援事業、ふれあいショートステイ事業の利用収入でございまして、2万2,000円減収の202万円としております。3款使用料及び手数料は、町社会福祉協議会と契約分の給食サービス事業にかかる使用料と、町委託分の生きがい支援事業、短期入所特別支援事業、ふれあいショートステイ事業の個人負担金収入でございまして、11万4,000円増額の119万9,000円としております。町社会福祉協議会との委託契約内容変更による増収でございます。5款財産収入ですけど、特養建設基金の利子でございまして、前年並みの金利として算定いたしまして、36万1,000円を計上いたしております。6款寄付金、前年度同の1千円といたしております。8款諸収入でございますけど、3万円を増額し、101万6,000円といたしております。9款繰入金でございますけど、大変申し訳ありませんけども、前年比4,403万7,000円の増額の6,494万1,000円をお願いいたしております。続きまして歳出について、内訳書により説明をしたいと思っております。8ページをご覧ください。1款総務費、施設管理費、1目の一般管理費でございますけども、前年比3,593万1,000円を増額いたしまして、4億6,786万1,000円といたしております。きくすい荘職員の50人と臨時職員21人、施設で71人の人件費、それと施設及び設備機器の維持管理費、消耗品、給食のまかない材料費等でございます。この増額の主な内訳でございますけども、1節の報償費といたしまして、27年度から続けております検討委員会を28年度も開催するという計画でございまして、これが60万円ほど増です。2節の給料ですけども、職員の給与改定と定期昇給もございまして、580万円程度でございます。3節の職員手当等の1,680万円でございますけども、期末手当率の改定、それと給与改定、定期昇給等がございまして、690万円ほど必要でございます。それと、退職手当組合負担金が210万円ほど。それと退職に伴います特別負担金が780万円ということでございまして、1,680万円でございます。共済費510万円でございますけども、共済組合率の改定がございまして、その費用、それと社会保険料率の改定でございます。それと臨時職員を2人増員いたした関係がございまして、合わせて510万円でございます。それと、賃金でございますけども、860万円の増額でございます。この中には介護士の処遇改善手当560万円が含まれております。増額です。それと、臨時職員の増員ということで、介護士、事務職の1人ずつの計2人の増員ということで300万を計上いたしております。それと委託料の90万円でございます。11節事業費につきましては、備品購入等の減額がございまして、187万円の減額といたしております。2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費でございますけども、前年比448万7,000円を増額いたしております。そして4,353万円といたしております。これもデイサービスセンターの職員4人と、臨時職員3人の人件費、それと施設及び設備機器の維持管理費、消耗品、給食賄い材料費等でございます。増額の主な内訳でございますけども、給料が140万ほど、職員手当が27万円、期末手当で増える分もあります。下がってる分もありますけども、合わせて27万の増ということでございます。4節の共済費、7節の賃金、9節の旅費、合わせて296万円は、3款より生きがい支援事業から科目変更により増額をいたした分でございます。それと介護士の処遇改善の率改定による増額でございます。3款の支援事業費、1項生きが

い支援事業費、1目生きがい支援事業費は、前年比227万3,000円の減額ということで、110万7,000円といたしております。先ほど申し上げましたように、人件費を2款のサービス事業費に科目変更したことによる減額でございます。それと若干事業実施に伴う事業費はいくぶんか需要拡大をということで増額にしております。予備費でございますけれども、前年度並みの100万といたしております。最後に18ページをご覧いただきたいと思います。一番最後でございますけれども、先ほど債務負担についてはこの表の2番、3番、4番を説明いたしましたが、1番のパソコン事業につきましては、27年度から31年度まで債務負担をいたしておりますので、継続してあるということでございます。よろしくお願いいたします。以上で、議案第27号、平成28年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第32 議案第28号 平成28年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第32、議案第28号「平成28年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面の方をご覧いただきたいと思います。議案第28号、平成28年度和水町簡易水道事業会計予算。平成28年度和水町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,132万円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）各項に計上した給料、職員手当、及び共済費（賃金にかかる共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。平成28年度の簡易水道事業予算でございますけれども、簡易水道事業につきましては、平成26年度に中央地区、東郷地区の二つの簡易水道事業を統合し、和水町簡易水道事業として経営基盤の強化を図り、今後ますます地域住民に対するサービス水準の維持向上を図りたいと考えているところでございます。現在対象世帯638世帯に対し、給水戸数478世帯、1,450人への給水を行っておりますが、平成28年度は、中央地区に配水池を新たに設けまして、災害時に防災拠点となります役場及び周辺施設への24時間分の水量確保が可能な施設として安定した安全安心な水の供給を行うこととし、配水池を増設することとしております。それでは本年度の28年度の予算につきまして、主なものを予算事項別明細書の資料に基づきまして、説明したいと思います。9ページをお願いいたします。1款総務費、1目施設管理費、13節委託料で、1,194万8,000円を計上しております。この中で主なものは、公営企業化に向け、水道事業における資産調査業務、345万6,000円。それから普段の経営健全化に取り組むための経営戦略策定業務に400万円を計上して

おります。次に、先ほど説明いたしました、15節工事費でございますけれども、9,500万を計上しております。次に2款公債費、1目元金の償還といたしまして、2,208万6,000円。及び2目の利子の償還金として、451万7,000円を計上しております。戻りますけれども、歳入について説明いたします。6ページでございます。歳入につきましては、2款使用料及び手数料、1目総務使用料、1節水道使用料で、2,064万1,000円を計上しております。これは現在478世帯に給水しておりますけれども、月額平均約172万円の徴収を行っておりますが、この歳入でございます。それから3款国庫支出金、1節簡易水道等施設整備費補助金として2,997万2,000円を計上しております。これは中央地区の配水池増設に伴いまして、事業費の3分の1の補助となっております。以上、簡単でございますけれども、議案第28号、平成28年度和水町簡易水道事業会計予算につきまして提案理由の説明を終わります。以上、よろしく願いいたします。

日程第33 議案第29号 平成28年度和水町下水道事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第33、議案第29号「平成28年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をご覧くださいと思います。議案第29号、平成28年度和水町下水道事業会計予算。平成28年度和水町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億988万7,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出の予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当、及び共済費（賃金にかかる共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。下水道事業につきましては、平成9年から開始されておりました、20年を迎えることから、老朽化も懸念され、適切な維持管理を行うことにより施設の延命化を図ることが大切であると考えております。そのためには、機器の適切な時期での交換と、修繕量のアップ等も見込まれるところでございます。現在、国の方針といたしまして、普段の経営健全化に取り組むための経営戦略の策定等の推進が進められております。そこで、本年度の予算でございますけれども、予算事項別明細書の資料により説明したいと思っております。6ページをご覧くださいと思います。歳入ですけれども、1款分担金及び負担金、1目受益者分担金として、120万を計上しております。これは28年度、8件の接続を見込んでおりますけれども、一般家庭の負担金15万を計上したものでございます。次に2款使用料及び手数料、1目下水道使用料として、2,280万円を計上しております。これは毎月の使用料が約190万となっております、これから算定したものでございます。次に歳出の資料の方を見ていただきたいと思います、9ページでございます。2款土木費、1目

下水道施設運営費、11節需用費で854万6,000円を計上しております。主なものは修繕料305万としております。その中で10年を過ぎました浄化センターの適正な維持管理ということで、浄化センター及び管渠等の修繕、マンホールポンプオーバーホール等の修繕を見込んで計上したものでございます。それから先ほど説明いたしました、13節委託料になりますが、3,483万2,000円を計上しております。これは施設管理費が例年1,065万7,000円を計上しております、これは主なものは浄化センターの管理委託料が830万必要でありますので、その分が入っているものでございます。その下水道事業におきます固定資産調査及び評価業務委託料として2,017万5,000円、経営健全化に取り組むための経営戦略策定業務に400万を計上しております。最後になりますけども、3款1目の元金の償還、4,783万9,000円、また、2目の利子の償還金として674万8,000円を計上しております。以上、平成28年度和水町下水道事業会計予算につきまして提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

日程第34 議案第30号 平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第34、議案第30号「平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

建設課長 池田宝生君

○建設課長（池田宝生君） それでは、ただいまの議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。表紙裏面をご覧くださいと思います。議案第30号、平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算。平成28年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億672万7,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。現在、特定地域生活排水処理事業では、浄化槽の設置世帯610基の設置を行い管理をしております。本年度、28年度は新規の設置数を25基見込んでおまして、その予算を計上しているところでございます。予算事項別明細書の資料により歳入から御説明いたします。6ページをご覧くださいと思います。1款分担金及び負担金、1目生活排水処理事業分担金の受益者加入分担金として、395万円を計上しております。それから3款の国庫支出金、1目生活排水処理事業国庫補助金といたしまして、事業費の3分の1の補助がございしますが、998万6,000円を計上しております。これはいずれも25基の設置を見込んで歳入として計上しているものでございます。ちょっと戻りますが、2款の使用料及び手数料、1目浄化槽使用料3,307万6,000円を計上しております。これは現在月平均で約268万円となっておりますけれども、新規に設置いたします使用料等もプラスした中で算定したものでございます。続きまして7ページをご覧ください。8款町債、1目衛生費といたしまして、本年度設置予定数の25基の事業費に充てるために2,800万円を計上しております。続きまして8ページをご覧ください。歳出について説明いたします。2款衛生費、1目特定地域生活排水処理施設管理費の13節、委託料で保守点検委託料、3,277

万8,000円を計上しております。これは先ほどから申しますように610基の年内の管理委託料でございます。それから15節、工事請負費といたしまして4,248万7,000円を計上しております。これも25基の新設を見込んでおりまして、衛生環境の整備に今後も努めてまいりたいというふうに思います。以上、議案第30号、平成28年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算につきまして提案理由の説明を終わります。以上、よろしく願いいたします。

日程第35 議案第31号 平成28年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第35、議案第31号「平成28年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

住民課長 石原民也君

○住民課長（石原民也君） ただいま議題となりました、議案第31号、平成28年度和水町春富財産区特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面をご覧ください。平成28年度和水町の春富財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28万1,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。春富財産区は、旧三加和町の西吉地と上和仁に約20.3haの保安林を有し、春富地区の委員7名により毎年3回の境界確認や除草作業を実施し、財産区の管理をしております。歳入歳出の予算総額につきましては、それぞれ28万1,000円についてですが、前年度の予算と同額を計上しております。まず、予算書の3ページをご覧ください。事項別明細書の歳入です。前年度繰越金27万9,000円が主なものでございます。次に4ページをご覧ください。歳出でございます。財産費は18万1,000円。予備費に10万円を計上いたしております。歳出の内訳を説明申し上げます。6ページをご覧ください。1款財産費、1項財産管理費、1目財産管理委員会費として12万7,000円を計上いたしております。その内訳は、年2回開催しております、管理委員会の委員報酬を7万2,000円。費用弁償を1万4,000円。それから需用費として2万9,000円。これは管理会時の食糧費等でございます。それから役務費としまして5,000円。これは通信費及び労災保険料として使わせていただいております。次に、2目の財産管理費として5万4,000円を計上しております。その内訳は財産区有林の境界確認作業や除草作業時の賃金として4万2,000円。作業時の消耗品費として1万円等でございます。2款の予備費につきましては、10万円を計上しております。以上、簡単ですが、議案第31号、平成28年度和水町春富財産区特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認方よろしく願いいたします。

日程第36 議案第32号 平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（杉本和彰君） 日程第36、議案第32号「平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいま議題となりました、議案第32号、平成28年度和水町後

期高齢者医療事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。予算書の裏面をお開きください。平成28年度和水町の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,941万3,000円と定める。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。第2条第1項地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。1号各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。説明につきましては、資料の歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。3ページ総括表をご覧いただきたいと思えます。まず、歳入の総括でございますけど、後期高齢者医療保険料、今年度、前年度と比較しまして94万3,000円の増ということで、これにつきましては、広域連合の試算によりまして、計上しております。税率につきましては、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つとされておりまして、平成28年度の保険料は、27年度と同じく、均等割額4万7,900円。所得割率9.26%。1人あたりの平均は、軽減後、5万536円となっておりますのでございます。次の2款使用料及び手数料ですけど、これは前年と同額でございます。それから繰入金、515万2,000円の増額ということで、これは職員の人件費関係と、保険基盤安定繰入金がありまして、これは保険料軽減の補填となるもので、県が4分の3、町が4分の1を負担し、広域連合からの試算に基づきまして計上しているところで、515万2,000円の増となっております。それから5款の繰越金、これにつきましては、前年度の繰越ということで、マイナス375万9,000円の減額の予算ということでございます。それから6款の諸収入でございますけど、141万4,000円の増額の予算ということでございまして、これにつきましては、広域連合の受託事業の収入ということで、後期高齢者の健康診査料、それから人間ドック費用、それと今回平成28年度から始まります歯科検診費用、これらが増えまして、141万4,000円の増の予算計上となっております。つづきまして4ページです。歳出の総括表でございますけど、まず1の総務費、比較で22万1,000円の増の予算ということで、これにつきましては前年同様の金額かと思えます。それから2の後期高齢者医療広域連合納付金でございますけど、これにつきましては、被保険者の方々から納付いただいた保険料と、一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付する必要があるございまして、試算の結果、200万程度増額の予算計上となっております。それから3款の保健事業費では157万円の増の予算計上でございますけど、これは歳入で申しました健康診査とか、今回始まる歯科検診費用、これらの事業費で増えているところでございます。それから4款の諸支出金、これについては4万円の増ということでございます。それから5款の予備費については前年同額でございます。そのあとでございますけど、一応総括表で説明したところが主な点でございますので、簡単ではございますけど、議案第32号、平成28年度和水町後期高齢者医療事業会計予算の提案理由の説明といたします。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（杉本和彰君） 日程第37、議案第33号「平成28年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 堤 一徳君

○病院事務部長（堤 一徳君） 議案第33号、平成28年度和水町病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。表紙を開いていただいて、1ページをお願いします。総則で、第1条、平成28年度和水町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量として、第2条で業務の予定量は次のとおりとする。としております。1号で病床数を一般49床。療養を42床の計91床。2号で年間入院患者延数を年間2万7,000人とし、1日平均患者数を74人と見込んでいます。3号で、年間外来患者延数を3万人とし、1日平均外来患者数を123人と見込んでいます。4号で、主な建設改良事業費は、資産購入で、1,152万2,000円としています。これは、電動ベッドの購入等医療機器の購入に充てる部分と、一般備品として給食配膳用の配膳車1台を購入する予定にしております。続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるといふことで、収入支出ともに、9億7,880万6,000円を計上しております。前年度の当初予算より836万8,000円の減です。収入の部の第1項で、医業収益を8億8,027万円と見込んでいます。これは予定量による延患者数に、入院単価を約2万円とし、365日で計算しています。外来は単価を約6,000円とし、延日数を243日で計上しています。第2項医業外収益を1億2,010万8,000円としています。内訳としては、交付税算定基準に基づく一般会計負担金1億1,079万5,000円が主なものです。第3項健康管理センター収益を1,773万8,000円見込んでいます。これは町の健診や事業者健診の収益が主なものです。第4項居宅介護事業収益を1,800万円見込んでいます。これはケアプラン作成料になります。第5項訪問介護収益を1,468万8,000円見込んでいます。療養費や介護給付と個人療養を見込んでいます。第6項特別利益を2,000円見込んでいます。支出の部は、第1項で医業費用として、9億1,866万9,000円見込んでいます。主なものは職員給与費として、6億1,454万8,000円。経費として、病院の管理運営費として1億7,783万円が主なものです。第2項医業外費用として、894万7,000円。主なものは企業債等の借入金利息であります。第3項健康管理センター費用として1,050万4,000円組んでおります。これは職員給与が主なものです。第4項居宅介護支援事業費用として1,899万1,000円。これも人件費が主なものです。第5項訪問看護事業費用として2,169万3,000円。これも人件費が主なものです。第6項特別損失として2,000円。これは存目です。続きまして2ページをお願いします。第4条資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出額に対して不足する額3,204万6,000円は、過年度分、消費税資本的収支調整額で補填するものとする。）。資本的収入を4,107万9,000円。資本的支出が7,312万5,000円となり、不足額の3,204万6,000円を過年度分消費税資本的収支調整額で補填するものとしております。収入の部の出資金は、交付税算定基準により地方債元金分を計上しております。支出の部の第1項、建設改良費は、医療機器等の購入費として1,152万2,000円と、リース資産支払いによる経費として1,590万3,000円見込んでいます。第2項の企業債の元金償還金として4,570万円計上しています。次に、第5条一時借入金の限度額は5,000万円と定めるとしてしております。次に第6条予定支出の各項の経費の金額を流用をすること

ができる場合は、次のとおりとするとして、1号では、収益的支出における各項間の流用を。2号では資本的支出における各項間の流用ができるとしております。次に第7条で、議会の議決を経なければ流用ができない経費として、1号で職員給与費、2号で交際費を、この二つの経費については議会の議決を経ることとしております。たな卸資産購入限度額として、第8条でたな卸資産の購入限度額は、6,203万5,000円と定めるとしてしております。これは医業費用の材料費を計上してしております。17ページの部分を載せております。以上で、議案第33号、平成28年度和水町病院事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。議案第24号平成28年度和水町一般会計予算から議案第33号平成28年度和水町病院事業会計予算までの審議については、常任委員会の休会中の審議としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第33号までの審査については、常任委員会の休会中の審査とすることに決定しました。

日程第38 議案第34号 平成28年度和水町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（杉本和彰君） 日程第38、議案第34号「和水町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 議案第34号の説明をいたします。和水町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求める。平成28年3月9日提出。和水町長福原秀治でございます。提案理由、過疎地域の自立促進に必要な事業を総合的かつ計画的に実施するため、平成28年度から平成32年度までを計画年次とする過疎地域自立促進計画を策定することについて議会の議決を求めるものであります。これがこの議案を提出する理由であります。これにつきましては、今年度で切れるところでしたけれども、東北大震災の関係で立法が5年間延長されたということでございます。中身の方を若干説明させていただきますと、9ページの方をよろしいでしょうか。財政の状況。地方を取り巻く情勢は、地方税収の落ち込みや、減税等により、地方財政の財源不足が今後も続くと思われ、依然厳しい状況にある。このような中、本町では合併後の普通交付税の算定替え等により、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成17年度の92.4%から、平成26年度には86.4%と好転しているものの、ここ数年は学校建設等の大型建設事業に関わる公債費の増により悪化傾向にある。また、公債費負担率も同様の理由により、ここ数年増加傾向にある。これらの状況を踏まえ、中長期的な展望に立った健全な財政運営を基本に、収入に見合った予算規模への見直し、事業評価に基づいた予算措置及び公共施設等の適正配置を進め、健全財政の安定化を図っていく必要があります。その1の2の中に、地方債が合併前でございます平成12年に2億4,640万のうち、過疎債が1億8,370万。と、三加和の方で地方債が1億5,775万のうち、過疎債が2,620万。平成17年度が、地方債が7億7,450万に対しまして、過疎債が3億1,020万。22年度が、8億

1,902万2,000円に対しまして、過疎債が2億1,070万。25年度が地方債が9億7,352万8,000円。うち1億7,980万ということで、この過疎債を併用しての各課に事業をするのを聞き取りをしましたところ、これに載っているのが、過疎債を併用して事業を行いたいというところがございます。それと、39ページをよろしいでしょうか。平成28年度から32年度まで、過疎地域自立促進特別事業といたしまして、農地流動化の事業、また、土木費の補助の事業、子ども医療費の助成事業、これは今も行っておりますけども、引き続き5年間行っていきたいというふうに計画をいたしております。それと出生祝い金の支援事業、新婚さん定住促進の奨励金の事業と、新たに、住宅リフォーム助成事業も今後検討していきたいというふうに考えております。それと小さな拠点形成の事業でございます。以上で説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

日程第39 陳情等の常任委員会付託について

○議長（杉本和彰君） 日程第39、陳情等の常任委員会付託について、本日までに受理した陳情等はお手元に配りました陳情等文書受付一覧表のとおり、5件を所管の委員会に付託しましたので、報告します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

10日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。

お疲れ様でした。

散会 午後3時52分